

速報【民間金融機関型】新型コロナウイルス感染症貸付《実質無利子・無担保》5月1日から受付開始！

これがラストチャンス!? 早急にお取引金融機関にご相談を!

混み合っている日本政策金融公庫より お取引のある民間金融機関で 融資をお早目に受けましょう

■概要

- 5月1日から民間金融機関で新型コロナウイルス感染症による影響を受け業績が悪化した事業者（事業性のあるフリーランス含む）に対し、信用保証制度を利用し民間金融機関でも実質無利子・無担保・据置最大5年の融資を行うものです。
- 信用協会保証料を半額又はゼロにします。
- 民間金融機関の信用保証付き既往債務を実質無利子融資への借換えも可能です。
- 目的は金融機関を融資実行の一元的窓口として位置づけ、ワンストップで効率的且つ迅速な推進を行うことです。

■対象者

- 既に認定書をお持ちの方

売上減少の要件を満たし、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証いずれかの認定を受けていること。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模のみ）	保証料・金利ゼロ	
小・中規模事業者（上記除く）	保証料 1/2	保証料・金利ゼロ

- 認定書がない方（⇒ 売上減少の認定書は本社管轄の市区町村窓口申請・取得）

お取引の金融機関にご相談の上、売上高が直近1ヶ月と前年度又は前々年度比▲5%以上ある場合、お早目に管轄の市区町村窓口申請の上取得してください。

■利用のメリット

- ☆融資金額：3000万円（上限）+別枠
- ☆融資期間：最大10年
- ☆据置期間等：最大5年
- ☆担保：無担保、経営者保証は原則非徴求（一定の要件あり）
- ☆保証料・利子補給：保証料は融資期間、利子補給は当初3年間（特別利子補給制度を使用）

■手続きの流れ

- ①取引のある銀行、信用金庫、信用組合等に必要書類*について確認し、書類を整えておきます。
※初めて融資申込する場合、認定経営革新等支援機関に相談し書類を確認し、一緒に訪問するなどして対応することをお勧めします。
- ②訪問する前に金融機関に電話で伺うことを伝えます（初めて行く金融機関には必ず予約すること）。
- ③認定書があれば信用保証協会へ（無い場合は市区町村の認定書担当部署へ行き取得後、取引金融機関へ認定書を持参）。
- ④金融機関の指示に従い、最寄りの信用保証協会へ保証の申し込みを行います。
- ⑤信用保証協会からの保証書を取引金融機関に持ち込み融資を申込みします。

※詳細は、経済産業省 HP（5月1日付）↓

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200501008/20200501008.html>

※コールデンウィーク中も民間金融機関は一部店舗を開いて相談に対応しています。金融機関のHPをご参照のうえ、取引のある、または近くの金融機関にご相談してください。

★この資料は「資金調達コンサルティング～創業融資」小野孝二（おのこうじ）先生にまとめていただきました。小野先生には「東京グラフィックス会員」であることを伝えれば相談に乗っていただけます。

連絡先：TEL 046-256-9017 / captain3.ono@gmail.com / <https://ono-odc.com/>